

御船町農業委員会会議録

令和 3 年 3 月 10 日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和 3 年 3 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 3 月 10 日(水) 13 時 30 分～14 時 15 分
2. 場 所 御船町カルチャーセンター2階 会議室

3. 農業委員（14 名）

会 長 1 番 富田 早苗

会長職務代理者 2 番 荒木 義一

委 員 3 番 野田 孝光 委 員 9 番 藤本 隆盛

委 員 4 番 西橋 孝志 委 員 10 番 田端 幸治

委 員 5 番 荒木 崇 委 員 11 番 芥川 誠

委 員 6 番 大西 敬一 委 員 12 番 藤岡 雅子

委 員 7 番 池田 賢治 委 員 13 番 山本富士夫

委 員 8 番 福島 則義 委 員 14 番 竹崎 幸雄

欠席者 なし

最適化推進委員 9 名

4. 議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案第 9 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 5 議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 6 議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について
- 7 議案第 12 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条について
- 8 議案第 13 号 農作業基準賃金について
- 9 報告第 5 号 非農地証明書の発行について
- 10 報告第 6 号 合意解約について
- 11 報告第 7 号 「耕作証明書」発行について

5. 農業委員会事務局職員

課 長 井上 辰弥

係 長 緒方 弘和

主 事 吉澤 輝

事務局 皆さん、こんにちは。それでは始めさせていただきます。審議に入る前の、総会の成立宣言をいたします。本日は、農業委員全員出席ということで、御船町農業委員会会議規則第 6 条により、本総会が成立することを宣言致します。また、農地利用最適化推進委員 9 名のご出席をいただいております。ありがとうございます。

それではただいまより、3 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第 4 条により富田会長よりしく願います。

議長 こんにちは。

本日の議事録署名委員を指名いたします。13 番 山本委員、14 番竹崎委員よりしく願います。

それでは、議案第 9 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の 1 ページをお願いします。

議案第 9 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和 3 年 3 月 10 日提出 御船町農業委員会会長 富田 早苗。

2 ページをお願いします。今月は、4 条申請が 1 件あがっております。それでは、読み上げます。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇〇 △・△ 地目：田 面積△㎡

申請者の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇 〇〇

転用目的：貸駐車場

理由：4 条県許可

議長 はい、それでは担当の荒木委員、説明をお願いいたします。

5 番 3 月 1 日に、現地確認に行きました。場所は、4 ページに地図が載っております。〇〇〇の仮設住宅跡ですね。2 ページに戻って下さい。農地は第 3 種農地、面積は△㎡。転用目的は、貸駐車場です。一般基準の 1 から 10 に該当する箇所は、適当と判断しております。7 ページに始末書がついておりますが、問題ないと判断いたします。皆様のご審議をよりしく願います。

議長 はい、ありがとうございました。質問です。始末書を見れば、雑種地にしなければならなかったと。残地を駐車場として借りたならば、現状復旧して返すのではないのですか。

事務局 事務局から、お答えします。この始末書に書いてある通り、始

末書は申請者の〇〇さんの始末書になります。昭和 58 年頃に、建設業関係の業者に土地を貸して、その時に廃土捨て場になっていたみたいです。町の仮設で使った後の上物を撤去して土地を返却した状態なのかなと思ったら、以前からずっと違反転用になっていたわけですから、もし昭和 58 年のことがなければ、町が関係してきますので、ちょっと塩梅が悪いなあと思っていたんですけれども、それ以前から埋め上げがされていたようです。

議 長 それは、さっきのように駐車場として団地のために町が借り上げたのは、解いたならば現状復旧してやる。

事務局 はい。基本は原形復旧で返すと。なかなか、一度埋め上げてしまうと田には戻らないということで、畑の泥を入れて農地として返すような状況ですかね。

議 長 じゃあ、そのままで良いよと言わす人もおらずとたい。
事務局 そうですね。そういう方は、直ぐに遅れなく農転の申請を出していただくと。

議 長 他にご質問・ご意見はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、全員賛成で許可といたします。

続きまして、議案第 10 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の 3 ページをお願いします。

議案第 10 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和 3 年 3 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。

4 ページをお願いします。今月は 5 条申請、4 件あがっております。順番に読み上げます。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇〇 △-△ 地目：畑 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：大字〇〇△-△ 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：大字〇〇△ 〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目：畑 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名：〇〇県〇〇市〇〇区〇〇〇△丁目△番△-△号
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇△番△号 〇〇〇〇〇
(株〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

転用目的：貸資材置場

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △-△ 地目：畑 面積△m²
譲渡人、譲受人の住所・氏名、転用目的は同上になります。2
筆合計で畑△m²です。

申請番号③

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇〇 △-△ 地目：田 面積△m²
譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇町〇〇△-△ 〇〇 〇〇
譲受人の住所・氏名：大字〇〇 △ 〇〇〇〇〇〇〇〇△
〇〇 〇 (持分 2/3)・〇〇 〇〇 (持分 1/3)

転用目的：貸資材置場

申請番号④

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇〇 △ 地目：畑 面積△m²
譲渡人の住所・氏名：〇〇市〇〇区〇〇〇△丁目△番△-△号
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇
譲受人の住所・氏名：〇〇市〇〇 △-△ 〇〇住宅△棟△号
〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅

議 長 はい、4 件 5 筆の申請です。それでは申請番号①番、担当の藤岡委員お願いいたします。

12 番 それでは、お手元の資料 10 ページをお開き下さい。場所の方は、〇〇の方の旧〇〇〇から〇〇の集落に入る所になります。3 月 1 日に池田委員と藤村推進委員と事務局と〇〇さんと現地を確認しております。9 ページの方に戻って下さい。農地区分は、第 2 種農地になります。畑 1 筆△m²。転用の目的は、熊本地震で自宅が全壊し、自宅の場所が危険区域に指定されたため、移転先を探しておられました。高齢なので、他の地域に移り住むことがなかなか考えられず、ずっと、小屋みたいなところでお住まいになられたそうです。今回、奥様の弟さんの土地を分けてもらうことができたので、自宅の再建をすることになったということです。排水関係ですが、雨水は自然浸透、オーバーフロー分は道路側の側溝へ排水、生活雑・汚水は合併浄化槽を設置して、道路側に既存の側溝がありますので、そちらの方へ直接接続して放流をするということです。隣とかに農地が残っておりますが、それぞれ同意書のほうは取れております。一般基準の 1 から 10 において、該当する箇所は適当と判断い

議 長

たします。以上のようなことから、総合判断として許可相当と判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。はい、ありがとうございます。それでは、今の説明にご質問・ご意見はございませんか。

全委員
議 長

ありません。

ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。続きまして、申請番号②番、③番、④番は、私の担当ですので説明いたします。

1 番

それでは、資料の 18 ページの地図をご覧ください。場所は、〇〇〇〇〇を渡って、〇〇〇〇が右の方にありますが、その道の反対側になります。今回の申請は、御船町の〇〇会社が土場を探していたということで、不動産屋からこの場所を紹介されて、賃貸、貸土場として申請があがっております。土場ですので、給排水はないということで、一面砂利敷きの自然浸透ということであります。奥の方とすぐ右隣りも農地ですけれども、間に里道みたいなのがありますので、周りの農地には全然影響等はない。住宅もありますが、住宅側はある程度ひいて土場を設けるということでした。一般基準は、全項目、問題はないようです。ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

全委員
議 長

ありません。

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、全員賛成で、許可といたします。

続きまして、申請番号③番。

1 番

ここは、〇〇の〇〇道路沿いで、村のちょっとはずれの方になりますけれども、ここは農振地区ですので農振協議会にかかった資料を、皆さん確かもらわれたのではないかと思います。これと、〇〇の公民館と、それと合わせて去年の 11 月か 12 月頃に農業委員会でちょっと説明したことがあると思います。先般、農振協議会が行われまして、問題はないだろうということで、申請をあげております。アパートを建てて、そのついでに埋めたということらしいです。始末書の方が添付されております。26 ページの写真をご覧いただきますと、これは〇〇道路の方から行ったんですが、3 階建てのアパートがあつてちょっと先の〇〇の入り口になります。今度、新たに業者さんが土場として使うそうです。

議 長
全委員
議 長

ご質問ございませんか。

ありません。

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。

これは、排水側はどうなっているのかな。

事務局

説明資料の 25 ページの配置図なんですけど、今、会長が言われたのが〇〇道路の反対側、西側になるんですけど、土地改良区の水路があります。この赤で細く入っている△・△という用悪水路が、今回の申請地の隣接地にあたります。今回の申請地は△・△ということで、この用悪水路は申請地には含まれておりません。

議 長
事務局

この引いてあったのは、理由は分かるんですか。

明確な理由は分からないんですけども、元々は△という一筆だったんですけども、地籍調査が入った時にこの水路の分を分筆でとってあると。ここの並びの土地、全部こういう形で水路敷きにとってあるということで、以前、水路の改修をされた時に、その部分、各個人の土地を一部食い込むというか、提供しているような形になっているのではないかというお話で、だいたい水路敷き内にこの細長い位置が入ってくるんですけども、地震のせいなのか一部宅地の方に入ってくる部分もあるようで、ちょっとそこが明確に分かっていけませんので、今回の申請、資材置場として使う部分には、この水路部分は含めないということでした。

11 番
事務局

1 ついいですか。用悪水路というと。

普通の水路です。広域農道とかを公衆用道路、町道とか、だいたい登記簿上では公衆用道路という扱いで、水路に関しては法務局で土地の表記をする時は、排水路とか用水路という言葉は使われません。用悪水路という言葉になります。

議 長

他に、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、申請番号④番です。

1 番

場所は、〇〇の側道沿いです。〇〇〇〇〇の、丁度上あたりになります。〇さんの方が、6m 位の長さの予定になっております。家を建てる時の敷地を全部 1m 位はいで、5m 位の高さまでもっていくと。建築基準法にかからないように、全体の敷地を低くするということでした。地主さんは、もうこちらの方に住んでおられなくて、田んぼの方も全部人に貸したりしていらっしやいます。ここは、唯一残った畑になります。これも、一

議 長
全委員
議 長

般基準は全部充たしておりますので、問題はないと思います。
ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

ありません。

ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。
続きまして、議案第 11 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案書の 5 ページをお開き下さい。

議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定
に 基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和 3 年 3 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田早苗。

6 ページ、7 ページ、8 ページに新規分の利用権設定等状況一
覧表を掲載しております。今月は 24 件、田の 43,305 m²、畑
の 38,458 m²、計の 81,763 m²です。9 ページには再設定分の利
用権設定等状況一覧表を掲載しております。5 件、田の 9,805
m²、計の 9,805 m²です。

10 ページには、所有権移転の一覧表を掲載しております。農
業公社を通した売買が 2 件あっております。田の 2,196 m²、
計の 2,196 m²です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地
利用集積計画を定める。

令和 3 年 3 月 10 日提出 上益城郡御船町。

先に修正をお願いしたいと思います。12 ページ、左側の今月
分の一番左下の部分の所有権移転の小計の部分に、2,196 と入
れてもらいたいと思います。それから、右端の計の一番下の所
にも 2,196 と入れてください。申し訳ありませんでした。それ
では、読み上げます。

令和 3 年第 3 回農用地利用集積計画総括表になります。合計
値を読み上げます。田の 53,110 m²、内再設定が 9,805 m²、所
有権移転が 2,196 m²です。畑 38,458 m²、内再設定が 0 です。
計の 91,568 m²、内再設定が 9,805 m²です。所有権移転が、
2,196 m²です。本年累計です。田の 129,069 m²、内再設定が
33,103 m²です。所有権移転が 2,196 m²です。畑の 84,528 m²、
内再設定が 13,160 m²です。計の 213,597 m²、内再設定が 46,263
m²です。所有権移転が、2,196 m²となります。以上です。

議 長

はい。事務局の説明にご質問・ご意見ございませんでしょうか。

それでは、事務局の説明に対して賛同していただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

続きまして、議案第 12 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の 13 ページをお開き下さい。

議案第 12 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和 3 年 3 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
次のページに賃借権状況一覧表を掲載しております。中間管理機構を通した貸し借りになります。田の 19,163 m²、畑の 9,381 m²、計の 28,544 m²です。以上です。

議 長

はい。それでは、事務局の説明に対してご質問ございませんでしょうか。

それでは、賛同していただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。

続きまして、議案第 13 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の 15 ページをお開き下さい。

議案第 13 号 別紙のとおり農作業基準賃金を定めたいので、承認を求める。

令和 3 年 3 月 10 日提出 御船町農業委員会。

16 ページに、令和 3 年度御船町農作業基準賃金の案を添付しております。昨年 3 月にも安すぎるということで、何か所か基準の見直しを行いました。毎年、定めるようになっておりますので、皆様でご検討をお願いします。以上です。

議 長

はい。それでは皆さん、この金額を見てどう思われますでしょうか。

9 番
事務局

前前年分と去年は、どの位変わっているんですか。

500 円とか、1,000 円とか、ほとんどが 500 円ずつくらいを全体的に上から順番に上げていったかと思います。

議 長
事務局

どうしますか。これは、代かき 2 回してですか。

議 長
全委員

はい、2 回ですね。

今回は、このままということでいいですか。

議 長

いいです。

じゃあ、今回はこのままさわないということで。それでは続きまして、報告第 5 号から第 7 号まで事務局から説明をお

事務局

願います。

議案書の 17 ページをお開き下さい。

報告第 5 号 非農地証明書を発行したので、報告する。

令和 3 年 3 月 10 日提出 御船町農業委員会。

説明資料の 56 ページをお開き下さい。1 件の非農地証明の申請があっております。57 ページをお開き下さい。申請地は、旧〇〇〇〇〇〇〇から、北に△mほど行った場所になります。現況の写真は、58 ページの通りです。申請地は、農地法施行日である昭和 27 年 10 月 20 日以前から宅地となっており、地元区長さんからの意見書も添付してありましたので、非農地証明書の発行をしております。

報告第 6 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。

令和 3 年 3 月 10 日提出 御船町農業委員会。

今月は、2 件の合意解約書が提出されております。ご覧ください。

報告第 7 号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。令和 3 年 3 月 10 日提出 御船町農業委員会。

今月は、7 件の耕作証明書を発行しております。ご覧ください。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それでは、本日の議事はこれで終了いたします。皆さん、お疲れさまでした。

上記の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

13 番

㊞

14 番

㊞